

# 社会福祉法人 誠和会 生計困難者に対する相談支援事業実施規程

## [ 目 的 ]

第1条 この規定は、本会の実施する生計困難者に対する相談支援事業の適正な運営を図るために定めるものとする。

## [ 事 業 ]

第2条 本事業は、援護を必要とする人に総合的な相談支援を通して、公的制度につなげる事を主眼とし、これらを最大限に活用することに留意して行う。

2 本事業は、既存の公的制度が即応できない臨時的・緊急的なニーズに対応するための一時的な経済的援助を行う。

## [ 実施体制 ]

第3条 本事業は、施設の長を管理者とし、その指揮のもとに前条に規定する事業の実務を担当するコミュニティーソーシャルワーカーを置く。

## [経済的援助の対象]

第4条 経済的援助の対象は、熊本県社会福祉法人経営者協議会が定める実施要綱によるものとする。

## [経済的援助の決定]

第5条 援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、前条に該当すると判断したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。

2 施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

[経済的援助の期間及び限度額]

第6条 経済的援助の期間及び限度額は、熊本県社会福祉法人経営者協議会が定める実施要綱によるものとする。

[秘密の保持]

第7条 コミュニティソーシャルワーカーその他の職員は、職務上知り得た相談内容等を、部外者に漏らしてはならない。

[規定の変更]

第8条 この規定を変更しようとするときは、理事会の同意を得なければならない。

附則この規定は、平成27年4月1日から施行する。

